

第3次観音寺市環境基本計画策定支援業務及び観音寺市地球温暖化対策実行計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル 第1次審査実施要項

1 審査方法

第3次観音寺市環境基本計画策定支援業務及び観音寺市地球温暖化対策実行計画策定支援業務（以下「本業務」という。）に係る公募型プロポーザル受託者選定実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき、提出された提案書等について書類審査を行い、第2次審査の対象となる4者を選定する。ただし、提案書を提出した事業者が4者に満たない場合又は評価点が同点となることにより4者を超える場合は、この限りではない。

2 確認及び審査事項

(1) 資格審査

提出された提案書等について、次のアとイの項目を満たしていることを確認する。

ア 本業務に係る実施要領に定める資格要件を全て満たしており、かつ提出書類の内容が要件に適合していること。

イ 実施要領に定める提出書類が全て記載・添付されていること。

(2) 評価審査

資格審査を通過した事業者について、業務実績及び見積金額により書類審査を行い、第2次審査の対象となる4者を選定する。ただし、応募事業者が4者に満たない場合又は同点により4者を超える場合は、この限りでない。

ア 業務実績評価

委託業者選定評価基準の1（1）に基づき、公示日から過去5年間における同種業務の完了実績を評価する。事業者の業務実績は、実績数に応じて評価基準に定める配点に、次の評価係数を乗じて算出する。

| 受託業務<br>完了実績数 | 1～5件 | 6～10件 | 11件以上 |
|---------------|------|-------|-------|
| 評価係数          | 0.3  | 0.6   | 1.0   |

イ 見積金額評価

見積金額は点数化して評価する。最も低い見積金額を提示した事業者の評価点を10点満点とし、その他の事業者は次の算定式により評価点を算出する。

**【計算式】**

$$\text{見積金額評価点} = (\text{最低見積金額} \div \text{各事業者の見積金額}) \times 10 \text{点}$$

※小数点以下第2位を四捨五入する。